

<名古屋市の国民健康保険の番号（8桁）の確認箇所>

令和6年度歳入 国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書

年度の期間にかかる国民健康保険料のお知らせです。

年度の期間にかかる保険料額を決定しましたのでお知らせします。

年 月 日

年 月 日現在で作成しています。

※表の見方

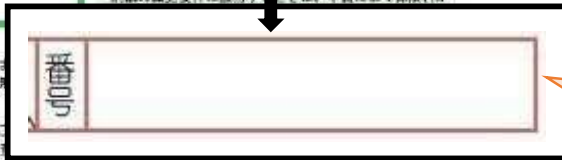
前回……………この通知書以前にお知らせした額です。
 今日……………この通知書によりお知らせする今回決定した額です。
 納付済額……………年 月 日頃までの納付分です。
 (特別徴収については、納付済額に反映する形での記載となります。)

お問い合わせの際は、左記の番号(8桁の数字)をお伝え願います。

※通知書の交付理由
 ※保険料の納付方法

国民健康保険は被保険者の保険料で運営され、保険料は、納付限までにお支払いください。滞り続くと滞りによる保険料増徴の減免要件に該当する場合は、滞りによる保険料増徴となります。

太枠(赤枠)内拡大



こちらをご確認ください。

保険料の納付義務者

国民健康保険では世帯を単位として保険料を算定し、保険料の納付は、国民健康保険の被保険者資格の有する被保険者の属する世帯の世帯主をお願いします。

この決定に不服がある場合は、この決定があった翌日から起算して3か月以内に愛知県国民健康保険審判請求をすることができます。また、審査請求後に取消訴訟を提起することもできます。詳しくは裏面をご覧ください。

1 被保険者氏名・保険料の計算対象となる月

年度の期間にかかるものです。

被保険者氏名	年度の期間にかかるもの											
	保険料の計算対象となる月											
※当該年度の保険料が1か月以上かかっている人	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

①は世帯分と世帯主分、②は世帯分と世帯主分と介護分、③は子ども世帯の世帯主、④は世帯主世帯主の世帯主、世帯主の途中で40歳または65歳になる人の介護分の計算期間や、年度の途中で65歳になる人の保険料の計算期間、裏面の「国民健康保険の被保険者資格と保険料について」内の説明もご覧ください。

2 保険料額の計算方法

①～⑧はそれぞれ右面の表に対応しています。
 保険料額①＝所得割額①＋均等割額②－減額額⑤－子ども・産前産後減額額③－減免額・独自控除額④
 所得割額①＝基礎となる所得割額②(被保険者全員分を合算)×利率
 ※1 利率：世帯主 介護分 介護分 (年度)
 ※2 年間保険料額が最高限度額の場合は、所得割額①＝保険料額①－均等割額②
 均等割額②＝1人当たり均等割額×被保険者数⑧
 ※1人当たり均等割額(年額) 医療分 介護分 円 支援金分 円
 減額額⑤、子ども・産前産後減額額③、減免額・独自控除額④については別紙をご覧ください。
 年度の途中で被保険者数などの変動があった世帯は、加入月数に応じて保険料を計算します。

3 暫定課税

4月と5月の保険料額は前年度の年間保険料額を前年度の加入月数で割った金額(100円未満は捨捨て)です。(詳しくは裏面の「暫定課税と本課税」をご覧ください。)

4 最高限度額 (年度)

保険料には最高限度額が定められており、1年間の保険料は次の金額が上限です。
 医療分限度額 円
 支援金分限度額 円
 介護分限度額 円

5 納期限

各月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日。ただし、これらの日が休日等(土、日曜日または祝日等)のときは次の休日等でない日。)

6 納入場所 (納付書にてお支払いいただく場合)

銀行などの金融機関、区役所、支所、市役所、名古屋市指定コンビニエンスストア
 ※この通知書ではお支払いできません。

7 歳入科目

(99) (00) (00) (00) (00)
 国民健康保険 国民健康保険収入 保険料 国民健康保険料 国民健康保険料

区分	保険料額①(※1)								差引未納額(②-①)
	所得割額①	均等割額②	減額額⑤	子ども・産前産後減額額③	減免額・独自控除額④	①+②-⑤-③-④	②	①	
前回	円	円	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円	円	円

● 月別額 (区分)

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
前回	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円

※1 円と表示されている月は、その月の徴収方法が特別徴収(年金天引込)であることを意味します。

納付月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前回	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円

※2 今回の決定により納め過ぎとなった場合、後日、還付通知を送ります。

● 令和7年4月以降の保険料額(予定)

円	円
---	---

● 保険料額算定内訳

区分	基礎となる所得割額②※2	所得割額①	均等割額②	減額額⑤	子ども・産前産後減額額③	減免額・独自控除額④	保険料額①※1
医療分(仮受前)	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円
医療分(仮受後)	円	円	円	円	円	円	円
前回	円	円	円	円	円	円	円
支援金分(仮受前)	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円
支援金分(仮受後)	円	円	円	円	円	円	円
前回	円	円	円	円	円	円	円
介護分(仮受前)	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円
介護分(仮受後)	円	円	円	円	円	円	円

※1 保険料額①は、医療分・支援金分・介護分のそれぞれについて、100円未満の端数を切り捨て、合算しています。
 ※2 裏面の「基礎となる所得割額について」により算出した金額を被保険者全員で合算したものです。
 ※3 介護分は介護保険第2号被保険者(00～64歳の人)にかかります。

名古屋市国民健康保険の世帯主氏名

通知書の交付理由

保険料の納付方法

記号
番号
通知書番号



前回決定額	円
今回決定額	円
差引増減額	円

お住まいの区名

納入通知書を発行した区

前付年月 / 普通徴収の納期・納月	年度 期別納付額		今回 変更後 納付額	特別
	普通徴収分	特別徴収分		
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
第5期				
第6期				
第7期				
第8期				
第9期				
第10期				
第11期				
第12期				
合計				

※普通徴収分は、納付書または口座振替で納期までに納付してください。
 ※特別徴収分は、各納付年月に受給する年金から天引きされます。

納めすぎとなった保険料がある場合は、後日、還付(充当)通知を送ります。

名古屋市国民健康保険料 賦課明細書 (保険料の算出方法については裏面をご覧ください。)

区分	軽減	標準額 (7)		限度超過額 (8)		月間増額減額 (9)		減免額・特例控除額 (10)		保険料額 (A=⑦-⑧+⑨-⑩)		算出合計額 A=③+⑥
		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
前回(変更前)												円
今回(変更後)												円

◎納入場所 (納付書でお支払いいただく場合) ※この通知書ではお支払いできません。 ◎賦課科目
 銀行などの金融機関、区役所、支所、市役所、名古屋駅前栄コンビニーストア、(会計)国民健康保険(徴)国民健康保険収入(返)保険料(1)国民健康保険料(納)現年賦課分
 電子マネー、モバイルレジ等 詳しくは納付書をご覧ください。

国民健康保険料 個人別一覧表

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自給の失業者 (J)															
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療分																
	支援金分																
	介護分																
	医療分																
	支援金分																
	介護分																
	医療分																
	支援金分																
	介護分																
	医療分																
	支援金分																
	介護分																

※個人別一覧表には、最大で被保険者6人分までしか表示できません。